



平成29年11月30日
第六管区海上保安本部

年末年始特別警戒及び安全指導の実施について ～笑顔で新年を迎えるために～

平成29年12月10日(日)～平成30年1月10日(水)までの間、
年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

海上保安庁では、毎年、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せ、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保及び船内における犯罪の防止及びテロ防止に万全を期すため、旅客船、カーフェリー等の乗客を輸送する船舶及び旅客ターミナルを重点対象として、関係事業者に対し各種指導を行うとともに、船内及び旅客ターミナルにおける警戒を実施しています。

第六管区海上保安本部においても、この「年末年始特別警戒及び安全指導」を下記のとおり実施します。

記

1 実施期間

平成29年12月10日(日)から平成30年1月10日(水)まで

(重点期間：平成29年12月21日(木)から平成30年1月4日(木))

2 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル



フェリー警戒の状況

3 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における当庁への通報体制の確保及び通報の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底
- オ 乗船者に対するライフジャケット着用の徹底（遊漁船、海上タクシー等に限る）

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗及び猥褻事犯等の犯罪
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ

4 その他

各事務所において本取組にかかる出動式を予定しており、現在までに決定しているものは別紙のとおりです。

今後決定するものを含め、詳細は各事務所又は合同実施機関からご案内します。



出動式の状況



不審物の有無を確認している状況